六センチメートル

自動車損害賠償保障法［抜すい］

第八十条第四項　国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに［自動車損害賠償保障事業賦課金］又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

八・五センチメートル

六センチメートル

自動車損害賠償保障法［抜粋］

第八十条第四項　国土交通大臣は、第一項の規定による督促を受けた者が、同項の期限までに［自動車事故対策事業賦課金］又は過怠金を納付しないときは、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

八・五センチメートル